



ヘアカラー等に含まれる化学物質を確認しましょう ～理美容業界における化学物質管理について～

ヘアカラーで使用するカラー剤やブリーチ剤には、脱色のための**アンモニア**（**特定化学物質第3類物質**）や防腐のための**レソルシノール**（**皮膚等障害化学物質**）等が含まれ、**皮膚又は眼への接触による炎症**等を発症するおそれがあります。

ネイルサロンで使用されるマニキュア液や除光液には、樹脂を溶かすための溶剤である**アセトン**や**酢酸エチル**（**第2種有機溶剤**）等が含まれ、**吸入による急性中毒**等を発症するおそれがあります。

労働安全衛生法令に基づき、健康障害を防止するための対策を講じましょう。

理美容業における化学物質による労働災害事例

洗い物や薬剤等で重度の手荒れから身体、顔等に皮膚炎がみられ、睡眠等にも支障をきたす状況になった。
（美容業、休業見込6か月）

髪の色のため毛染め剤を使用していたところ、手荒れが酷くなり、ひび割れや膿が出てしまう等、症状も悪化したため休業することとなった。
（美容業、休業見込2か月）



あなたの職場にいますか？
化学物質管理者（厚生労働省）より抜粋

作業の内容や化学物質の種類に応じた対策を講じましょう

ヘアカラー作業

換気の徹底

蒸気の発散源によるばく露の危険性を下げるため、**全体換気装置**等を設置しましょう



教育の徹底

化学物質の危険有害性、保護具の使用方法等に係る**安全衛生教育**を行いましょ

保護具の徹底

不浸透性の**保護衣**、**保護手袋**、**履物**、**保護眼鏡**等を適切な保護具を着用させましょ



化学物質管理に関する社内安全衛生教育用eラーニング教材（厚生労働省）



経皮吸収・皮膚障害防止対策（厚生労働省）



皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)（厚生労働省）

（※製品にアンモニアを1%以上含有する場合**特定化学物質障害予防規則**に基づく措置が必要）

ネイル作業

換気の徹底

蒸気の発散源によるばく露を防止するため、**局所排気装置**等を設置ましょ



作業環境管理

健康管理
作業環境測定や**有機溶剤健康診断**を実施ましょ

貯蔵・空容器的処理

空容器は密閉する等適切に処理ましょ

教育の徹底

化学物質の危険有害性、局所排気装置の使用方法等に係る**安全衛生教育**を行いましょ

その他必要な措置は↓のリーフレットをご確認ください



有機溶剤を正しく使いましょ（厚生労働省）



作業別モデル対策 化学物質管理に関するシート（ネイル）eラーニング教材（職場のあんぜんサイト）（厚生労働省）

職場で使用する化学物質を正しく把握しましょう

危険性・有害性が確認され、**リスクアセスメント**の実施が義務付けられる化学物質（**リスクアセスメント対象物**）や現時点でも危険性・有害性が明らかではない化学物質があります。製品の**ラベル表示**や**SDS（安全データシート）**を確認し、使用する化学物質を網羅的に把握しましょう。

（※製品のSDSを入手していない場合は提供元にSDSの提供を求めましょう。）



STEP1：
取り扱い化学物質
を把握しましょう
（ケミサポ）



化学物質管理者・保護具着用管理責任者を選任しましょう

リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場では、使用する化学物質の確認やリスクアセスメントの実施管理等を担当する「**化学物質管理者**」を選任しましょう。

リスクアセスメントの結果、ばく露防止対策として保護具（保護手袋等）を使用させる場合は、有効な保護具の選択や使用状況管理等を担当する「**保護具着用管理責任者**」を選任しましょう。



STEP2-1：
化学物質
管理者の選任
（ケミサポ）



STEP2-2：
保護具着用
管理責任者の選任
（ケミサポ）



リスクアセスメント（危険性・有害性の調査）を実施しましょう

リスクアセスメントでは、化学物質を使用した作業による労働者への**危険性・有害性の程度**を調査して見積もり、**リスクの低減対策**（代替物質への変更や工学的対策等）を検討しましょう。

リスクアセスメントの実施に当たっては、「**CREATE-SIMPLE（クリエイトシンプル）**」等の簡易的な支援ツールをご活用ください。



STEP3：
リスクアセスメント
の実施（ケミサポ）



（参考）
リスクアセスメント
支援ツール
「CREATE-SIMPLE」
（職場のあんぜんサイト）



有効な保護具を選定し、着用させましょう

皮膚や眼に障害を与える化学物質を使用する場合、**保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡**等適切な保護具を使用させましょう。



皮膚障害等防止用
保護具選定
マニュアル(概要)
（厚生労働省）



皮膚等障害防止用
保護具選定マニュアル
（厚生労働省）



不浸透性の保護具等
使用義務物質リスト
（厚生労働省）



化学防護手袋の
対透過性能一覧表
（厚生労働省）

自律的な化学物質管理を行うための対策は

以下のサイトをご確認ください

ご不明な点は所轄の監督署へお問合せください



化学物質による
労働災害防止のための
新たな規制について
（厚生労働省HP）



職場における
化学物質対策について
（厚生労働省HP）



職場の化学物質
管理総合サイト
（ケミサポ）



化学物質対策
（職場のあんぜんサイト）

フリーランス等の方に対しても

同様の保護措置が必要です

詳細は以下をご確認ください



個人事業者等の
安全衛生対策について
（厚生労働省HP）

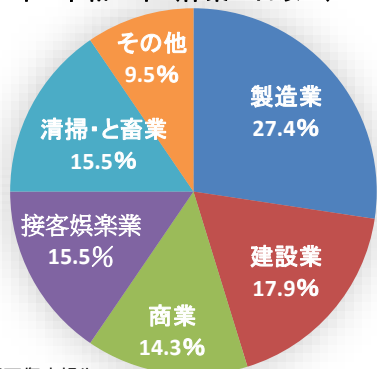


個人事業者等の保護措置
が義務付けられます
（厚生労働省）

使用している洗剤等を確認してください ～今の使用方法、大丈夫ですか～

飲食店や小売店等の第3次産業において、洗剤等に含まれている化学物質による火傷や角膜損傷等の災害が多く発生しています。

洗剤、薬剤等による労働災害発生状況
令和2年～令和6年（休業4日以上）



出典：労働者死傷病報告

食器を洗う洗剤や店舗内を掃除・消毒する際に使用する洗剤・消毒剤、美容院で使用する毛染め剤等には、眼の損傷や皮膚障害を起こす化学物質が含まれている場合があります。

洗剤等を使用する際は、容器に貼ってあるラベルや安全データシート(SDS)を確認し、十分な対策を講じたうえで作業を行いましょう(裏面に説明があります)。

| 製造業 | 建設業 | 商業 | 接客娯楽業 | 清掃・と畜業 | その他 | 合計 |
|-----|-----|-----|-------|--------|-----|-----|
| 23件 | 15件 | 12件 | 13件 | 13件 | 8件 | 84件 |

※ 飲食店は接客娯楽業、小売店・美容業は商業に分類されます

東京都内の第3次産業における化学物質関係災害発生事例 (令和2年～令和6年)

| 業種 | 発生状況 | 休業見込 |
|-----|--|------|
| 飲食店 | 店舗内の清掃に使用するアルカリ性液体洗剤の詰め替え作業中、容器を床に置いた際に洗剤がはねて右目に入り、負傷した。 | 21日 |
| 飲食店 | 食器洗いや店舗の清掃に使用する洗剤によるアレルギーで両手に手荒れが起こった。しばらく様子を見たが回復しないため病院に行ったところ、重度の皮膚炎と診断された。 | 6ヵ月 |
| 飲食店 | 清掃用の苛性ソーダを水で薄めた液体が厨房内においてあり、お茶の色と似ていたため、誤って飲んでしまったところ気分が悪くなり、病院に行った。 | 13日 |
| 小売業 | スーパーの惣菜作業場にて、清掃作業に使用する洗剤(原液)を同僚の作業員がバケツに入れようとしたところ、近くにいた被災者の左足に洗剤がかかり、負傷した(第Ⅲ度熱傷)。 | 17日 |
| 小売業 | スーパーのバックヤードにて、布巾の洗濯洗剤(アルカリ性)を箱が横倒しのままで専用のコックも取り付けずに開けてしまったため、洗剤が腰と足にかかり、負傷した(第Ⅱ度熱傷)。 | 21日 |
| 美容業 | 洗い物や薬剤などで重度の手荒れから身体、顔などに皮膚炎がみられ、睡眠なども支障をきたす状況になった。 | 6ヵ月 |
| 美容業 | 髪の毛の染色のための毛染め剤を使用していたところ、手荒れが酷くなり、ひび割れや膿が出てしまう等、症状も悪化したため休職することとなった。 | 2ヵ月 |

2023年度
～2027年度

第14次東京労働局労働災害防止計画推進中
～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

Safe Work

検索

化学物質による薬傷・やけど災害の主な原因と対策

原因

洗浄や小分けの際に撥ねた洗剤が眼に入る危険があります
眼の事故は重篤度が高い



**保護めがねを
着用していない**

苛性ソーダなどの強アルカリ洗剤は身近に使われています



絵表示
・重篤な皮膚の薬傷
・重篤な眼の損傷

**作業に応じた保護具
の選定・着用なし**

手袋に穴はあいていませんか？
交換品の在庫はありますか？



保護具の管理が不適切

対策

**作業中は保護メガネ
を着用する**



**保護めがねの着用
を職場のルール化**



【アルカリ洗剤取扱】

- ・保護メガネ
- ・マスク
- ・前掛け
- ・保護手袋
- ・長靴

**適正保護具着用を
作業規定等に明記**



**使用前後の点検、
日常の保守管理**

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を取扱う業務に労働者を従事させる場合、**物質の有害性に応じて労働者に皮膚等障害防止用保護具を使用させなければなりません。**（ラベルや安全データシート(SDS)で有害性を確認しましょう）

※ **安全データシート(SDS)**とは、化学物質の安全な取扱いに必要な情報をまとめた文書であり、製品に含まれる成分や危険有害性、保管方法、応急措置などが記載されています。製造元・販売元から入手できます。

この絵表示があったら注意！



**金属を腐食させる物
皮膚や眼を著しく損傷**

- ✓ 他の容器に移し替えない
- ✓ 保護衣、手袋、眼鏡着用



**発がん性、その他の
健康有害性がある物**

- ✓ マスク、手袋、保護衣着用
- ✓ 換気すること



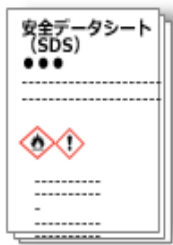
体に入ると生命の危険

- ✓ 換気の良いところで使用
- ✓ マスク、手袋、保護衣着用
- ✓ 施錠して保管



**眼や皮膚刺激、アレルギー
一性皮膚反応 など**

- ✓ 気分が悪い時は医師に連絡
- ✓ 保護具を着用



製品が来る

ラベルを見る

今すぐ
アクション
安全対策

ラベルでアクション



ケミガイド

職場で使っている「化学製品」
管理の準備はすすめていますか？

「ケミガイド」のご案内

職場の化学物質管理の進めるべ
ケミガイド

新たな化学物質規制が
導入されます

新たな化学物質規制が導入されます



東京労働局 各労働基準監督署（支署）
～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

